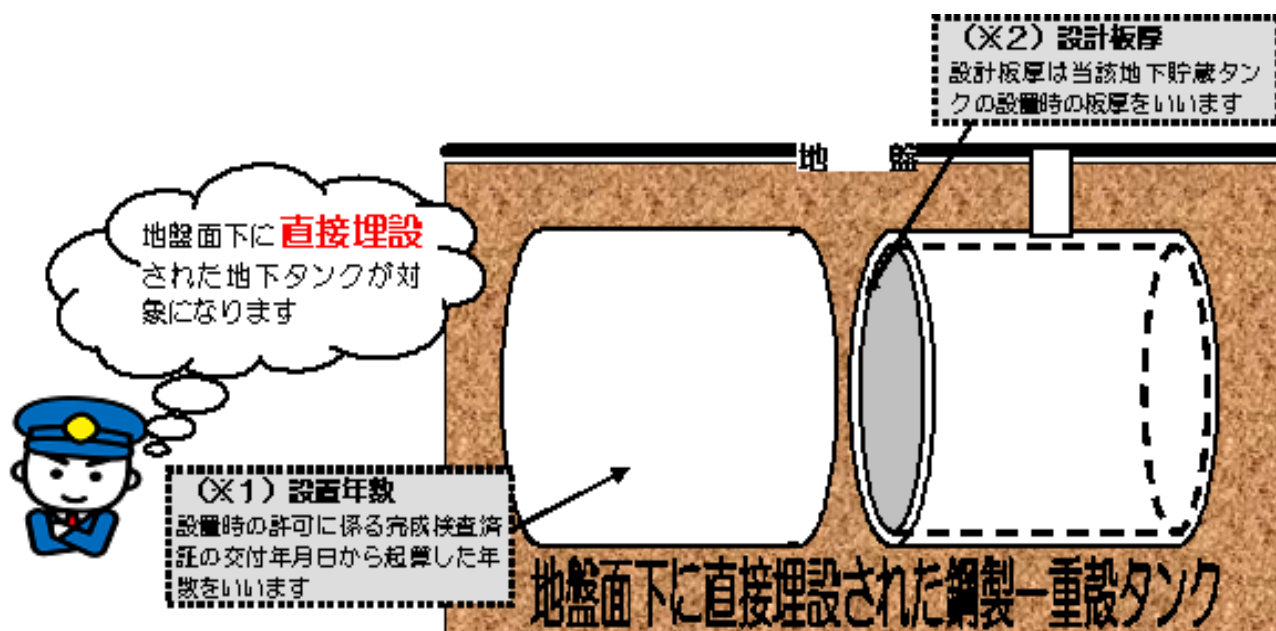


* 危険物の規制に関する規則等の一部が改正され、直接埋設された地下貯蔵タンクの規制が強化されます。

今回の法改正は、地盤面下に直接埋設されている既設の鋼製一重殻の地下タンク（※①）に限定されます。タンク室内に設置された地下タンクや二重殻の地下タンクの場合は、今回の改正には該当しません。

腐食（漏えい）の危険性を「設置年数」「塗覆装の種類」「設計板厚」の状況により、判定するもので、その判定の結果によって「Ⅰ 腐食のおそれが高い地下タンク」、「Ⅱ 腐食のおそれが高い地下タンク」、「それ以外の地下タンク」に分類し、Ⅰ又はⅡに該当する地下タンクには、それぞれ定められた腐食（漏えい）防止措置等が必要となります。

（※①…タンク本体が鋼製の板1枚でできたもので、タンクの外面を保護したもの。）



*** あなたの事業所の地下貯蔵タンクが今回の改正に該当するかどうか、次の表を確認してください！**

I 腐食のおそれが高い地下タンク

設置年数	外面塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	アスファルト	すべての板厚
	モルタル	8.0 mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm未満
	強化プラスチック	4.5 mm未満
40以上50年未満	アスファルト	4.5 mm未満

II 腐食のおそれが高い地下タンク

設置年数	外面塗覆装の種類	設計板厚
50年以上	モルタル	8.0 mm以上
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	6.0 mm以上
	強化プラスチック	4.5 mm以上 12.0 mm未満
40以上50年未満	アスファルト	4.5 mm以上
	モルタル	6.0 mm未満
	エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂	4.5 mm未満
	強化プラスチック	4.5 mm未満
30以上40年未満	アスファルト	6.0 mm未満
	モルタル	4.5 mm未満
20以上30年未満	アスファルト	4.5 mm未満

*これらの表の内容を、タンクの塗覆装の種類ごとに区分すると、次のようになります。

① モルタルで塗覆装している場合

設置年数 設計板厚	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
3.2 mm以上 4.5 mm未満	—	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ
4.5 mm以上 6.0 mm未満	—	—	—	Ⅱ	Ⅰ
6.0 mm以上 8.0 mm未満	—	—	—	—	Ⅰ
8.0 mm以上	—	—	—	—	Ⅱ

② アスファルトで塗覆装している場合

設置年数 設計板厚	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
3.2 mm以上 4.5 mm未満	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ
4.5 mm以上 6.0 mm未満	—	—	Ⅱ	Ⅱ	Ⅰ
6.0 mm以上	—	—	—	Ⅱ	Ⅰ

③ エポキシ樹脂又はターレポキシ樹脂で塗覆装している場合

設置年数 設計板厚	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
3.2 mm以上 4.5 mm未満	—	—	—	Ⅱ	Ⅰ
4.5 mm以上 6.0 mm未満	—	—	—	—	Ⅰ
8.0 mm以上	—	—	—	—	Ⅱ

④ 強化プラスチックで塗覆装している場合

設置年数 設計板厚	20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上 50年未満	50年以上
3.2 mm以上 4.5 mm未満	—	—	—	Ⅱ	Ⅰ
4.5 mm以上 12.0 mm未満	—	—	—	—	Ⅱ
12.0 mm以上	—	—	—	—	—

* 「Ⅰ」又は「Ⅱ」に該当する地下タンクは、次のとおり必要な措置をとってください。

Ⅰ；「腐食のおそれが特に高い地下タンク」に該当した場合は、次のいずれかの措置が必要となります。

- ① ガラス繊維強化プラスチック(FRP)で地下タンク内面をコーティングする。
- ② 地下タンクに電気防食の措置をする。

Ⅱ；「腐食のおそれが高い地下タンク」に該当した場合は、次のいずれかの措置が必要となります。

- ① ガラス繊維強化プラスチック(FRP)で地下タンク内面をコーティングする。
- ② 地下タンクに電気防食の措置をする。
- ③ 地下タンクからの危険物の微少な漏れを検知する設備により、常時監視する。

◇◇◇◇◇ 注 意 事 項 ◇◇◇◇◇

※ 上記③の措置を施工した後であっても、年数が経過すると、「Ⅰ」に該当してしまう場合があり、その時点で「Ⅰ」の措置を講じる義務が生じます。

したがって、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数などを踏まえ、この点も念頭に置いた適切な措置を講ずるようお願いいたします。

【 経過措置 】

「腐食のおそれが特に高い地下タンク」及び「腐食のおそれが高い地下タンク」に係る措置については、平成25年1月31日までの間は、なお従前の例によることとされています。



[詳細についての問い合わせ先]
箱根町消防本部予防課
電話番号：82-4505